

議長／休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長より提出されました、第 34 号議案から 36 号議案の 3 件、及び諮問第 1 号、並びに議員から提出されました議提第 1 号の計 5 件を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案について審査終了の報告がそれぞれ提出されております。

日程に従いまして、順次、報告を求めていきたいと思っております。

なお、総務常任委員会については、山口等委員長が御逝去されましたので、武雄市議会委員会条例第 12 条（委員長の職務代行）の規定に基づき猪村副委員長から報告を行っていただきます。

日程第 1．第 1 号議案 武雄市債権管理条例及び、第 4 号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任副委員長から順次報告を求めます。

初めに、第 1 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました第 1 号議案 武雄市債権管理条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、令和元年 8 月の豪雨災害により高額な貸付金等が発生していることと、県が平成 30 年 3 月に債権管理条例を制定しているため、武雄市においても債権管理の適正化を図るため新たに条例を制定するものであると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 4 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に付託されました第 4 号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、情報公開請求に対する回答をすることで、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査などに支障をきたすような場合に、存否応答拒否を行うための規定を追加するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第1号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第1号議案を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第4号議案を採決いたします。

本案に対する副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 第6号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第10.

第26号議案 令和2年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算までを一括議題といたします。

以上の8議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第6号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第6号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

平成30年度から事業運営に県が加わり、広域化後は県が財政運営の責任主体となることから、納付金や市町の状況に応じた標準保険税率が県から提示されておりますが、県より示された標準税率の税総額に対し、現行税率では不足が生じるため税率を改正するものとの説明を受けました。

具体的には、医療費に関するものとして、所得割は11.0%が11.01%に、均等割は2万6,500円が2万4,700円に、平等割は3万6,300が3万4,600円になり、全体的で250万円の増収になるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

議長／質疑をとどめます。

次に、第7号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第7号議案 武雄市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

同基金は、平成18年3月1日合併当時の合計額1,250万円で開始しておりましたが、現在は事前に限度額認定証の交付を行っており、武雄市では基金の貸付自体も行っていないが、国保の県広域化により、事務の統一を図る際、現在でも基金を利用している市もあり、今後、基金利用の可能性があるため、廃止とはせず、基金の額を他市の状況を踏まえた金額に変更したいと説明を受けました。

なお、施行日は令和2年4月1日としたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第8号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第8号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正によるもので、大きく2点の改正があり、1点目に家庭的保育事業者の連携施設の確保に関する要件の緩和として、代替保育の提供に関する連携施設や卒園後の受け入れ先の追加などの緩和、また、連携先の確保が著しく困難な場合は確保しないことができるという経過措置がさらに5年間延長されます。

2点目に食事の提供に関する要件の緩和として、家庭的保育事業を居宅で行う場合に限り、保育所等から調理を受託している事業者を追加すること、また、規定の適用については、条

例施行日から10年間猶予する経過措置を設けることなどの説明を受けました。

委員から、市内での家庭的保育事業の該当施設について質問があり、執行部から市内では1園が該当するとの回答を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第9号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第9号議案 武雄市印鑑条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで印鑑登録を受けることができなかった成年被後見人が、所要の要件を満たした場合は意思能力を有する者として印鑑登録ができるようになったとの説明を受けました。

なお、施行日は公布の日としたいということでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第17号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 17 号議案 令和元年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出ともに 1,138 万 6,000 円を追加するものであります。

主なものは、歳出で保険給付費と保健事業費が決算見込みによる減額、一般会計繰出金は平成 29 年度までの国保税の滞納繰越分を一般会計へ繰り出し、歳入では、国保税の現年及び滞納繰越分の収納率向上による増額や、退職被保険者の現年度分の制度が今年度までであるため被保険者数減による減額などでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 18 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 18 号議案 令和元年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出ともに 1,953 万 9,000 円を追加するもので、主なものは、歳入は、後期高齢者医療保険料の軽減枠が縮小されたことによる保険料の増額、事務費繰入金は広域連合の共通経費の減額に伴う減額など、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で歳入と同額を計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 25 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 25 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出では、2 款 1 項療養諸費及び 2 項高額療養費は、退職被保険者制度廃止に向けた経過措置による退職被保険者の対象者の減少により減額、3 款国民健康保険事業費納付金は、財政運営を担う県へ納付金という形で納付することになっており、かかる給付費の全てが県から交付されるとの説明を受けました。

歳入では、1 款 1 項国民健康保険税で、今回、税率改定を行っているが、被保険者の減により 2,681 万 3,000 円の減額を計上しているとのことでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 26 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に付託されました第 26 号議案 令和 2 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 6 億 5,164 万 9,000 円を計上されており、軽減枠が縮小されたことなどによる保険料の増額が主な要因で、前年度当初予算と比較して 715 万円増額となるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第6号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第6号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

今回、提案されております国保税の条例改正について、この間、天井知らずの国保税の値上げで、合併以来、今回で6度目の値上げ案であります。

値上げ幅は250万円となっています。

委員会の中で、来年度、国の地方税法の改正で最高額が99万円になると。

まさに天井知らずの値上げが続いています。

昨年、運営主体が都道府県一本化になっていますが、ますますこの制度に不安を思うのは、私一人ではないでしょう。

武雄市国保会計に、平成24年度から一般会計から国保会計に繰り出されてきたから、値上げ幅が抑えられてはいます。

しかし一方で、都道府県一本化を推し進める政府の経済財政諮問会議において、財界代表からは市町村の国保加入者の保険料負担軽減のために繰り入れしているのは、早期解消を求めるとの提言がなされています。

誰が政治の鍵を握っているのかと言わざるを得ません。

全国知事会が要望している国費1兆円を国保会計に投入し、これには全国市長会も同様の要望であります。

この方向にこそ、道を開くべきではありませんか。

今回の値上げに反対すると同時に、抜本的政策に踏み出すこと、地方議会、地方から国に求めることを求め反対の討論といたします。

議長／2 番 豊村議員

豊村議員／第6号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度については、現在国からは毎年度 3,400 億円規模の公費拡充が行われることにより、国保の財政基盤が強化されるようになっていきます。

県において、平成 30 年度からの国民健康保険制度の改革に伴い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営において中心的な役割を担うこととなっています。

その中で県は、各市町が保険税率を定める際に参考とする標準保険税率を示すこととなっており、今回の第 6 号議案は、委員長からの報告にもありましたように、その県が示す標準保険税率の総額に対し、不足が生じるため税率を改正するものであり、全国的にも少子高齢化や、医療の高度化等の医療費の自然増がある中でも、皆さんが安心して医療を受けられるよう、健全な国保運営を図るために改正されるものであります。

こうしたことから、第 6 号議案について賛成をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／これより第 6 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、第 6 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 7 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 7 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 17 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 17 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 18 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 18 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 25 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 25 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を申し上げます。

県が示す国保税の標準保険税率に沿って、会計案が予算化されています。

総額で約 250 万円の保険税の値上げに反対です。

国保会計に一般会計から繰り入れ財源は、昨年 5,000 万円が、当初予算では 3,000 万円に下げられています。

第 1 に、払える国保料にするために、繰り入れをして値上げを中止すべきです。

第 2 に、国保会計が協会けんぽ並に保険料が引き下げられるよう、政府にさらなる国庫の増額を求めるべきです。

そのためにも、市単独でもこどもの均等割の廃止を目指して、直ちに多子世帯の負担を減らすための措置を国保条例第 26 条に基づいて、特別の事情によって約 500 万円の減免制度を導入することを求め、反対の討論といたします。

議長／2 番 豊村議員

豊村議員／第 25 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

税額については、第 6 号議案の際に述べましたように、県が示す標準保険税額に対し、現行の保険税率では不足するため、税率の改正が行われるものであり、今回の予算説明の際にありましたが、被保険者数の減による、歳入の減がある中でも、誰もが安心して医療を受けることができるよう、健全な国保運営のための予算措置となります。

また、委員会においても平等割、均等割については引き下げがあることも報告が上がっております。

全体の中で、現在の税率よりもマイナスになる世帯が全体の 59%、変わらない世帯が全体の 6.5%という報告も受けております。

こうした点から、第 25 号議案に賛成いたしますとともに、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／これより第 25 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 25 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 26 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 26 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 26 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11. 第 2 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例から、日程第 29. 第 33 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

以上の 19 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 2 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 2 号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、白岩運動公園内に新体育館を建設するためと、周辺の住環境の保護を図るため、白岩運動公園地区内を特別用途地区に指定し、特別用途地区内に建築できる建築物を条例で定めるものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第3号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第3号議案 浄化槽法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

市が設置、管理をする浄化槽の名称を戸別浄化槽から市営浄化槽に変更するとともに、人槽の上限を現行の50人槽から100人槽とし、設置基数を少なくし、設置費用及び維持管理費の縮減につながるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第5号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第5号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

武雄北部土地区画整理事業につきましては、平成10年12月に着手され、令和元年12月に面整備が完了し、換地処分を行ったと報告がありました。

現在、土地の面積が確定したことによる清算金の交付、徴収を行っており、今年度完了をめどに進められているとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 10 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 10 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、令和 2 年 4 月から、武雄市水道事業が佐賀西部広域水道企業団として統合されることにより、武雄市の下水道使用料に関連する部分についての委託をすることに伴う改正がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 12 号議案及び第 13 号議案に対する一括報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 12 号議案 市営志久住宅 1 号棟建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についてと第 13 号議案 市営志久住宅 2 号棟建設（建築主体）工事請負契約の一部変更についての 2 件について、一括して、審査の経過と結果を申し上げます。

この 2 件の変更については、主な理由として、「土の処分に係る費用の増額」でした。

本工事にて発生する土については、ほかの公共工事へ流用する予定であったが、廃材やコン

クリート塊などが混入しており、流用土としては不適と判断し、処分のための運搬費、それから、混入している廃材等の処分費を追加計上するものでした。

なお、建築に必要な地質調査は実施されておりました。

慎重に審査をした結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 14 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 14 号議案 市道路線の認定についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を要するものでした。

国道 498 号若木バイパスの開通に伴い、「旧国道」と「県道相知山内線内の若木町百堂原地区の原インターから旧国道 498 号までの間」を市道として認定するものでした。

本議案は原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 15 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 15 号議案 市道路線の変更についての審査の経過と結果を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を要するものでありました。

「市道松ノ元宮ノ後線」は、県道相知山内線から分岐し、JR佐世保線の岩井手踏切を横断した（？）県道嬉野山内線に接続する市道であり、この岩井出踏切は、歩行者しか通行できず、遮断機がなく、県道との高低差もあり危険な状況であるため、線路横断部を廃止する変更と説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第19号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第19号議案 令和元年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入・歳出それぞれ1,081万円を減額し、歳入・歳出の総額をそれぞれ1億8,332万1,000円と定めるものでした。

13節委託料は、県へ移管する県道武雄多久線の委託業務についての協議を行い、県が道路台帳作成を行うことになったため、減額補正との説明がありました。

歳入については、減額に伴う一般会計からの繰入金の減額でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第20号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 20 号議案 令和元年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

基金利子の受入れと、FⅠナイター、FⅡミッドナイトの開催売上が見込みより増となっているため約 5 億円を増額するもので、これに伴い関連経費の支出も増額するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 21 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 21 号議案 令和元年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 1 回)の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1 款 1 項 1 目給湯使用料で、使用量の実績に基づき、80 万円を減額。

3 款 1 項 1 目繰越金では、前年度繰越金として、355 万 4,000 円を増額するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 22 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 22 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の補正後の総額を 132 万 7,000 円とするものでした。

主なものとして、2 款 1 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料の新工業団地整備事業債償還金利子 30 万 6,000 円の減額でありました。

平成 30 年度で予定していた実施設計業務を、平成 31 年度に繰越したため、発生する償還金利子が少なくなったことが主な要因でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 23 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 23 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主な理由として、下水道使用料の災害減免の精算による減収分補填でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 27 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 27 号議案 令和 2 年度武雄市競輪事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ 154 億 2,624 万 2,000 円でした。

また、令和 2 年度の武雄競輪開催は、開設 70 周年記念競輪など、20 開催 61 日が予定されており、車券発売金が合計 137 億円見込まれておりました。

ネット発売の伸びが予想以上に伸びているとして、前年度当初予算額より 13 億 5,000 万円の増額予算であると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 28 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 28 号議案 令和 2 年度武雄市給湯事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1 款 1 項 1 目 12 節委託料では、新たに、保養村泉源調査業務委託料 346 万 5,000 円が計上されておりました。

平成 7 年度に市有泉源賦存量調査を実施してから 20 年以上が経過し、この間に地震等も発生しており、西九州のハブ都市を目指す武雄市としては、市有泉源の活用を検討するにあたり、現況を改めて調査するものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 29 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 29 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、1 款 1 項 1 目新工業団地整備事業費では、新工業団地造成工事として、継続費予算として 7 億 3,100 万円、16 節公有財産購入費として 2,003 万円、21 節補償補填及び賠償金に 1,020 万円が計上されていました。

新工業団地整備事業の工事費については、令和 2 年度、3 年度と 2 年間の継続費設定をお願いするとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 30 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 30 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入の給水収益は 523 万 9,000 円が見込まれていました。

収益的支出は、事業内容は令和元年度と変わらないが、令和 2 年から水道事業が広域化されることに伴い、水道との共有施設の管理にかかる経費の一部や、工水業務を行う下水道会計への人件費の一部負担などの新たな負担が発生し、収益的収支（？）全体では 206 万 1,000 円の増になると説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 31 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 31 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、収益的収入の下水道事業収益において、農業集落排水、公共下水道、市営浄化槽を併せて約 2 億 9,600 万円の下水道使用料が見込まれておりました。

収益的支出では、維持管理費のほかの水道事業統合に伴い、来年度から佐賀西部広域水道企業団へ徴収業務等の委託料が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 33 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 33 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の締結についての審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、武雄市議会の決議に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によるものでした。

8 月の豪雨で志久排水機場は、施設内で約 1.4 メートル水没し、機能停止となった。

現在は仮工事で応急対応をし、稼働できる状態にしているが、配電盤やエンジン、操作盤などが損傷を受けているので、機器の更新を行うものというものでした。

委員からは、また同じような被害が起こることの対策についての質問があり、執行部からは、

防水扉、防水壁の設置についても、機器の原状回復に合わせて、災害復旧申請を国に行い、採択を受けたとの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第２号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第２号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第２号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第３号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第３号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第5号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 10 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 12 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 12 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 12 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 13 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 13 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 13 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 14 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 14 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 14 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 15 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 15 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 15 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 19 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 19 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 19 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に第 20 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 20 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 20 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 21 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 21 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 22 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 22 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 22 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 23 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 23 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 23 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 27 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 27 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 27 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 28 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 28 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 28 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 29 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 29 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 29 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 30 号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 30 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 30 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 31 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 31 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 31 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 33 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 33 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 33 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30. 第 16 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）から、日程第 32.

第 32 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）を一括議題といたします。

以上の 3 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任副委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、3 款 5 項 1 目 11 節需用費の被災住宅応急修理費と、21 節貸付金の災害救護資金貸付金は、制度を活用される方が見込みより少なかったことによるものであるとの説明を受けました。

被災住宅応急修理費に対する歳入については、16 款 1 項 1 目 6 節災害救助費負担金で全額補助されるとの説明を受けました。

また、繰越明許費補正として、3 款 5 項災害救助費の被災住宅応急修理事業 1487 万 5000 円は令和元年度内に修理完了できない可能性があるため繰り越すものであるとの説明を受けま

した。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第 24 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計予算について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2 款 1 項 7 目 12 節委託料の防災ハザードマップ作成業務委託料 1034 万円は、六角川水系と松浦川水系の各マップを合わせたものを作成するためのもの、18 節負担金補助及び交付金の自主防災組織活動事業費補助金 200 万円は、自助・共助を目的に各地域の自主防災組織の訓練や活動に対する補助や資機材の購入に対する補助であるとの説明を受けました。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費では、武雄市で 5 月 10 日に開催予定の聖火リレー等の経費として、聖火リレーミニセレブレーション司会の謝金や聖火リレー交通警備業務、資機材設置等の業務、音響設置業務委託料等、合計 257 万円を計上しているものであるとの説明を受けました。

また、債務負担行為として、防災情報発信システム構築業務委託料 3 億 5150 万円は、市内全世帯約 1 万 8000 世帯を対象に 2 年間をかけて戸別受信機の対応を行うものであり、総事業費は 6 億 8690 万 7000 円との説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

猪村総務常任副委員長

猪村総務常任副委員長／本委員会に分割付託されました第 32 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出は 14 款 1 項 1 目の予備費で、今回の補正の収支財源調整を計上しているものであるとの説明を受けました。

歳入は 19 款 2 項 1 目財源調整基金繰入金として財源調整で 1000 万円を繰り戻しているものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／副委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 2 項 1 目 19 節公的介護施設等整備事業補助金 773 万円は、北方町の特別養護老人ホーム杏花苑がグループホームきたがたの施設老朽化に伴う空調設備工事の改修に対する補助金で、全額が国の補助対象事業とのことでした。

3 款 5 項 1 目災害救助費 20 節扶助費の生活必需品支給費は、県による支給制度に変更されたため、全額 1292 万 4000 円を減額されておりました。

10 款 4 項 3 目中学校の特別教室空調設備設置事業の工事監理業務委託料と工事費を計上されており、昨今の猛暑を考慮し、中学校の特別教室のうち使用頻度が高い特別教室等の、計 16 教室に空調設備を設置するもので、国の令和元年度補正での補助決定を受けたため、3 月

補正予算で計上したとのことでした。

工事の完了は本年8月末とのことから、委員から夏休みまでに完了できないかとの質問がありましたが、執行部からは入札契約や物品発注等のタイムスケジュールを勘案すれば間に合わないが、できるだけ早く完了するようにしたいという回答を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第24号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第24号議案 令和2年度武雄市一般会計予算の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、10款1項4目教育政策費では、こどもの貧困対策事業の一環として、こどもの居場所事業を展開し、学習支援、生活体験不足を補う事業を市内のボランティアの方の協力を得て、毎月1から2回実施したいこと、また小学校に配置する笑顔のコーディネーターを3名から4名に増員し、市内全小中学校を対象に支援を行うとともに居場所事業の運営を行いたいとの説明を受けました。

3款2項1目老人福祉費では、地域包括ケアシステム整備事業補助金として、第2層協議体と地域住民などが集える場として空き家などを活用し、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの拠点として整備する事業に対し支援したいと説明を受けました。

ほかに、英語教育の充実を図ることを目的にALTを5名から7名に増員、高齢者等の支援を強化したいとして、公認心理師による児童生徒のカウンセリングや発達の検査、乳幼児から成人期まで必要な支援を受けられようにサポートブックを作成するなど、安心して住み続けられるまちをつくるため、各種予算化されておりました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第 32 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

10 款 4 項 3 目では、第 16 号議案で報告した、中学校の特別教室空調設備設置事業が国の令和元年度予算で補助決定になったことにより当初予算から全額減額すると説明を受けました。

10 款 5 項 2 目公民館費では、北方公民館文化ホールの空調設備及び施設全体の消火設備等の復旧工事を行うための実施設計業務委託料が計上されており、この事業は過疎対策事業債を財源とするという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

議長／暫時休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 16 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 16 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

事業の実績見込みによる精算による減額補正が主なものでした。

歳出では、6 款 1 項 5 目農地費の農村地域防災減災事業調査業務委託料で、改修予定の「ため池」の実施計画作成と農業用河川工作物の整備、補強などを行い、洪水などの災害を事前に防止するもので、920 万円が計上されていました。

また、歳入では、15 款 2 項 5 目 1 節道路橋梁整備費補助金で、交通安全対策と橋梁整備事業分に対する国の補正に伴う増額補正があっておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 24 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 24 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計予算、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、5 款 1 項 1 目 18 節負担金補助及び交付金では、事業 3 年目を迎える「武雄市地域雇用創造協議会」補助金 3,850 万円がありました。

今後も女性、高齢者、障がい者などの幅広く柔軟な働き方を支援し、年間 30 人の雇用創出を目指すと説明がありました。

7 款 1 項 3 目観光費では、九州新幹線西九州ルートの新開業を見据え、「まちなか公共空間デザイン業務委託料」が計上されており、武雄温泉駅前・周辺エリアの賑わい空間の創出に着手し、公共空間の可能性検証を行うとともに、新たなまちづくり空間デザインを行うものと説明がありました。

8 款 3 項 1 目 14 節工事請負費では、3 地区の急傾斜地崩壊防止工事の市河川の浚渫等、維持修繕に関する工事費が計上されていました。

歳入では、歳出事業に対する国、県からの負担金、補助金などでありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 32 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 32 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

6 款 1 項 3 目負担金補助及び交付金「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業補助金」について、「第 24 号議案 令和 2 年一般会計予算」で計上していたが、令和元年度に前倒しをし、「地域（？）パワーアップ補助金」を実施するものとして、減額するものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第 16 号議案、第 24 号議案及び第 32 号議案の各所管の常任委員長及び副委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 16 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 16 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長及び副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 16 号議案は、各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 24 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 24 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げます。

一般会計歳入歳出総額 253 億 3,803 万円となっています。

以下、4 点について問題ありとして申し上げたいと思います。

第 1 に、3 月定例議会はいちもよらない新型コロナウイルスの感染拡大で議事日程の変更に
なりました。

国会においては、対策のための審議も進んでいます。

国の来年度予算が 2 月 28 日衆議院で与党の賛成多数で通過しましたが、野党共同の議員は予
算案の組みかえ案を提出されました。

その内容は、新型コロナウイルス感染の対策費が 1 円も計上されていない、その一方で効果
が不確かなマイナンバーカードポイント還元事業などが計上されています。

その額、2,478 億円です。

15 款 2 目 1 項 1 節の個人番号カード交付事業費補助金 2,898 万 9,000 円、個人番号カード交
付事業事務費補助金 92 万 5,000 円、合計 2,991 万 4,000 円は国が組みかえてコロナ対策に組
みかえるべきではないかと組みかえ案が提出されました。

まさに今こそコロナ対策への必要性から、このようなマイナンバーポイント還元事業が注視
すべきであります。

地方から声を上げるべきではないでしょうか。

第 2 点に感染症拡大で国民の日常生活や消費に甚大な影響が出ていると聞き、大型減税が求
められ、そのため直ちに消費税 5 %減税や廃止が求められています。

武雄市の予算を見ると、昨年一般会計で約4億円の負担があり、本予算では約5億5,000万円にも上ります。

特別会計を入れると、6億円を超える、遥かに超える額であります。

一方で、国からの地方消費税交付金は、10億7,100万円を見込んであります。

これでは、ますます日本の財政、直間比率が逆転して、日本の経済財政が歪んでいくのではないのでしょうか。

消費税が導入されて30年、今こそ消費税に頼らない、間接で頼らない政策から直接税中心主義、税制の民主主義に切りかえるときではありませんか。

この点についても、地方から声を政府に突きつけようではありませんか。

第3に、歳出の10款5項5目4項12節図書館・歴史資料館指定管理料1億7,803万円の支出に反対です。

民間業者との契約ですので、消費税が1,618万4,000円となっています。

以前は図書館・歴史資料館の運営費用約1億2,000万円に運営されてきます。

指定管理制度は直ちに中止すべきことを訴えるものです。

第4に、武雄の新しい教育という方針で進められています。

花まる学習、官民一体学校の費用支出に反対です。

児童から印刷代として1人1,000円徴収、272万4,000円にも上ります。

一方で支出は花まる学習会教材の印刷代756万6,000円、自動車借り上げ料33万4,000円、建物借り上げ料131万4,000円、その他旅費、費用弁償など、さらに講師謝金として480万円が支出される予定です。

花まる学習は直ちに中止すべきではありませんか。

以上4点に指摘をして反対の討論といたします。

議長／2番 豊村議員

豊村議員／第24号議案 令和2年度武雄市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

本予算は武雄市の予算であり、今後国の動きによるところでのコロナ対策も出てくると思います。

江原議員からは、マイナンバーについて、図書館について、官民一体型学校についてありました。

まず、マイナンバーについてであります。

個人番号カード事業、いわゆるマイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤として始まったものです。

現在言われている利点としまして、就職や転職、引っ越ししても保険証の切りかえを待たずにカードで受診ができる、令和3年3月からマイナンバーをICチップを利用したの検証として使えるということがあります。

カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険のシカク(?)、確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できると言われております。

また、医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減にもつながるとも言われております。

今回のマイナンバーに関する予算計上は、国のマイナンバーカードを発行する際の経費であり、その経費はほぼ満額国から交付されることとなっております。

次に図書館についてです。

2019年度の来館者アンケートでは、全体としては前年比1.6%増の90.3%の方が満足、大いに満足と答えられています。

また、毎月来館される方の割合も全体の76.9%となり、こちらも前年度より11.9%もふえており、こうした結果から来館者の満足度が高いことは明らかであり、年中無休の運営や様々な企画など、行政だけでは実行することができないサービスをこの指定管理の中で行われており、現状の指定管理による運営を否定することには到底できないものであります。

来館者の意見が一番大事であります。

次に、官民一体型学校についてです。

花まる学習会との10年契約のうち現在5年が経ち、新年度からは新しく御船が丘小学校でも取り組まれることとなり、市内の全小学校で取り組まれることになります。

文科省においては生きる力ということが言われており、これからの社会で大人になっても生き抜く力を身につけてもらおうと始まった花まる学習の取り組みは、文科省の方針と通じるものがあると思っております。

また、令和元年度からは改善検討委員会が立ち上がっており、よりよい運営を目指すべく協議が行われております。

以上のことから、第24号議案について賛成いたしますとともに、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／これより第24号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長及び副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 24 号議案は、各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 32 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 32 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長及び副委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 32 号議案は、各所管の常任委員長及び副委員長報告のとおり可決されました。

日程第 33. 第 34 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 34 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 10 回）について補足説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、3 月 13 日に初の県内感染患者が確認されました。

これを受け、同日午後 10 時に第 1 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の市の対応について協議を行い、翌 14 日の第 2 回本部会議では、市内小中学校の臨時休業を延長することを決定いたしました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に全力を挙げてまいります。

こうした状況の中、今回の補正予算は、国が示した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弾－」を受け、緊急に対応すべきものとして、小学校の臨時休業による放課

後児童クラブの午前中からの受け入れに伴う支援員の賃金や保育施設におけるウイルス感染対策のためのオゾン発生器や加湿器の購入に係る補助に要する経費などを計上しております。加えて、市独自の対策として、マスクや手指消毒剤の追加購入や、児童生徒の体温を素早く測定するための非接触体温計を市内小中学校全クラスに整備するための経費など、新型コロナウイルス感染症に関し緊急に対応すべき経費をお願いしております。

今回の補正は、歳入歳出の総額にそれぞれ 917 万 4,000 円を追加し、補正後の総額を 280 億 6,197 万 2,000 円とするものであります。

財源は、国・県支出金及び財政調整基金です。

以上で補足説明を終わりますが、新型コロナウイルス対策については、一人一人が正しく怖がり、感染予防を確実に行うことに加え、感染予防と社会経済活動との両立を図ることが重要だと考えております。

市内の経済状況が大変厳しい中、市内で経済がしっかりと回るよう、新型コロナウイルスによる影響が大きい商工業者等を支援するための経済対策などの追加対策を今後間髪入れず行っていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、本議案につきまして、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

20 番 江原議員

江原議員／4 ページの支援員の賃金、市長申されたように、臨時職員の賃金 666 万 9,000 円、これはどのような、何人対応でどのような状況なのか、説明をお願いします。

議長／松尾こども教育部長

松尾こども教育部長／御質問がありました、賃金の 666 万 9,000 円の内訳になります。

これにつきましては、放課後児童クラブの現在、朝から開設をしています。

朝から放課後までの時間帯を対象として、3 月の 3 日から 3 月の 24 日の平日 15 日間を対象に、まず放課後児童クラブの支援員さんが 60 名で 15 日間、金額にしましては 950 円。

それと、学校生活支援員さんも今、放課後児童クラブに従事をしていただいております。

ここが 24 人の方の協力を得ております。
この分を積算した数値が 666 万 9,000 円になります。
以上です。

議長／質疑をとどめます。
お諮りいたします。
本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、所管の常任委員会付託を省略いたします。
これより討論、採決を行います。
第 34 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。
お諮りいたします。
第 34 号議案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。
よって、第 34 号議案は、原案のとおり可決されました。
日程第 34. 第 35 号議案 教育長の任命についてを議題といたします。
提出者からの説明を求めます。
小松市長

小松市長／第 35 号議案 教育長の任命について、御説明申し上げます。
平成 19 年 4 月 29 日から約 13 年間の永きにわたり、武雄市教育長として御尽力を賜りました
浦郷究氏が、本年 3 月末をもって退任されます。

浦郷教育長には、この間、全国に先駆けて、武雄市図書館のリニューアルやタブレットの導入によるＩＣＴ教育の推進、官民一体型学校の導入などのさまざまな教育改革に取り組んでいただき、武雄市の教育を全国トップレベルへと押し上げていただきました。

平成 27 年 4 月からは、法律の改正により新教育長制度が始まり、武雄市の初代の新教育長として、その重責を担っていただいたところです。

改めて、その御功績に敬意を表し、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。

つきましては、その後任といたしまして、「教育長として武雄市教育行政全般にわたって識見をお持ちの方」として、松尾文雄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第 35 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

第 35 号議案 教育長の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 35 号議案すなわち松尾文雄氏を教育長に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 35. 第 36 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／第 36 号議案 教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

教育委員会委員の副島一春氏の任期が本年 4 月 28 日をもって満了いたします。

つきましては、その後任の教育委員会委員として、山口浩氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

第 36 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

第 36 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 36 号議案、すなわち山口浩氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 36、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

小松市長

小松市長／諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年 6 月 30 日をもって黒川和広氏の任期が満了することに伴い、その後任として新たに、山口武彦氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

なお、候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと
思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第 1 号、すなわち山口武彦氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議
なき旨、答申することに決しました。

日程第 37. 議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

10 番末藤議員

末藤議員／議提第 1 号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申
し上げます。

12 月定例会で提案されました、第 84 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例が可
決されたことに伴い、武雄市議会委員会条例中、常任委員会の所管を改める必要が生じたた
め、この案を提出いたします。

施行日は本年 4 月 1 日となっております。

議長／議提第 1 号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

議提第 1 号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議提第 1 号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより議提第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議提第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び副委員長並びに議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

ここで、令和2年3月31日をもって退任されます浦郷教育長に御挨拶をいただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和2年3月武雄市議会定例会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。